

## 「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の概要

## 1. 目的

公益的法人等（以下、法人等）に職員を派遣することにより、法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等、区の諸施策の推進を図り、公共の福祉の増進を図ること目的とする。

## 2. 根拠法令

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下、法）

## 3. 対象法人

法人等（※）のうち、その業務が地方公共団体の事務事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要として、条例で定めるもの。

（法第 2 条）

（※）①一般社団法人または一般財団法人、②一般地方独立行政法人、③特別の法律により設立された法人（営利を目的とするものを除く）、④地方六団体）

## 4. 条例で規定する派遣法人および職員の勤務条件等

項目	内容
派遣法人 (条例第 2 条第 1 項)	公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会
対象職員 (条例第 2 条第 2 項)	一般職に属する職員
派遣手続 (条例第 2 条第 3 項)	任命権者と派遣先団体との間で勤務条件・業務内容等について取り決め（協定書）を締結
給与 (条例第 4 条)	原則、派遣期間中は給与を支給しないが、地方公共団体の事業等に関連する業務である場合は、支給することができる。(条例第 4 条)
職員の身分 (条例第 5 条)	併任 ※期間満了等により、復帰した場合は、派遣先団体において従事していた業務を公務とみなす。
派遣期間 (法第 3 条)	3 年以内（5 年まで延長可能）

## 5. 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

（職員派遣に必要な手続きは、施行日の日前においても行うことができる。）